



▲中部浄化プラント(本字千本)

11月定例会において「沼津市地域下水処理施設条例等の一部改正」が上程され、起立者多数で可決されました。

今回の条例改正は、下水道事業の継続的、計画的な事業推進を図るため、「沼津市水道事業及び下水道事業経営審議会」の答申に基づき、使用料の額を改定するものです。ここでは、その内容についてお知らせします。

平成31年
4月1日
使用分から

沼津市地域下水処理施設条例等の一部改正

下水道使用料が改定されます！



下水道マスコット
キャラクター
「スイスイ」

使用料改定の概要

●改定の背景

本市の下水道事業は、平成26年に19年ぶりに使用料を改定して以降、「沼津市水道事業及び下水道事業経営審議会」を常設化し、下水道ビジョンを策定するなど、経営の改善に努めてきました。

しかしながら、本市は、地理的な理由から処理場が8カ所と多く、汚水処理のコストが割高になっていることや、施設の老朽化に伴う更新、人口減少に伴う使用料の減少などにより、今後の経営環境は厳しさを増すものと考えられます。

●新しい料金体系（区分：一般汚水）

	排除汚水量	現使用料	新使用料
基本料金(月額)	10 m ³ まで	1,050円	1,250円
超過料金 (月額) ※1 m ³ につき	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	105円	135円
	20 m ³ を超え 30 m ³ まで	107円	138円
	30 m ³ を超え 50 m ³ まで	110円	142円
	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	114円	147円
	100 m ³ を超え 500 m ³ まで	118円	152円
	500 m ³ を超える分	123円	158円

●平均改定率
25.2%

●一般家庭の平均的な使用量で算定すると、1世帯当たり、月額500円の負担増

※公衆浴場は排除汚水量を2分の1として算出

建設水道委員会での主な審査内容

問 今回の改定による負担増について、市民生活への影響にどのように配慮したのか。

答 1カ月当たりの使用水量が少ない、いわゆる基本料金だけの世帯においては、月額200円増と負担の軽減を図るよう配慮した。

問 経営改善に向けた使用料改定以外の取り組みは。

答 短期的な取り組みとして、水洗化率100%に近づけることで、負担の公平性を図るとともに、自主財源の確保に努める。また、中長期的な取り組みとして、処理施設の統廃合やダウンサイジングなどにより効率的な整備を検討していく。さらに、全国的に実施されている官民連携の手法について研究を進めていくとともに、下水道事業の広域化、共同化についても県と連携を図っていく。

賛成・要望意見

使用料の改定はやむを得ないが、改定とともに行政が取り組まなければならないこととして、以下の点などを強く要望する。

- ①水洗化率の向上に向けて職員一丸となって取り組むこと。
- ②下水道ビジョンの中間目標値を確実に達成すること。
- ③市民への丁寧な周知と下水道を接続しやすい環境の整備を図ること。

反対意見

- ①大幅改定で市民負担の緩和策がとられていない。
- ②経営体質の根本的な改善方針が示されておらず、目標の設定もあいまいである。
- ③取り組むべき課題に対して、体制の強化が見られない。